

## 1 計画策定の趣旨

障害者施策は、従来の「措置制度」に代わり、平成15年度からノーマライゼーションの理念を実現するため「支援費制度」が導入されたことにより、利用者が必要な障害福祉サービスを主体的に選択するという画期的な制度改革が行われ、その後、制度上の課題を解決し、障害福祉サービスの一層の推進を図るため、平成18年度に「障害者自立支援法」が施行されました。

本市においても、「障害者計画・障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供基盤の整備と適切なサービス提供体制の構築を進めてきました。

昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、東日本大震災により甚大な被害を受けるなど、障害者を取り巻く環境も変化し、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。

そのような中、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が平成25年4月に施行され、同年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正施行とともに平成28年4月から施行しています。

本計画は、こうした障害者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、本市における障害者施策が目指す姿と具体的な取組を明確にし、すべての市民が障害の有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現していくため、その道筋を表すものです。

### ■障害のある人（障害者）の概念■

本計画における「障害者」の概念は、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害のある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人ととらえます。

## 2 法令等改正の動き

---

### (1) 障害者の権利に関する条約の批准

平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成26年1月にこの条約を批准しました。

### (2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方に合わせ、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念に則り、平成25年に障害者基本法の一部が改正され、障害者の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されています。

### (3) 児童福祉法の改正

平成24年の児童福祉法等の改正により、それまで「障害者自立支援法」と「児童福祉法」に分かれていた障害児を対象とした施設・事業が、「児童福祉法」に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成28年の同法改正により、平成30年度から障害児のサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」が施行されます。

## **(4) 障害者虐待防止法の施行**

深刻化している家庭や施設での障害者に対する虐待を防ぐため、平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、家庭や施設などで障害者に対する虐待を発見した人に、自治体への通報が義務付けられました。

また、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

## **(5) 障害者総合支援法の施行と改正**

従来障害者自立支援法が、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正施行され、障害者の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成30年4月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

## **(6) 障害者優先調達推進法の施行**

平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、公的機関においては、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害者の自立の促進に資することとされています。

## **(7) 障害者差別解消法の施行**

障害者への差別を解消するため、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が公布され、平成28年4月に施行されました。

障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

## **(8) 障害者雇用促進法の改正**

平成25年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)が改正され、平成28年度から雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定されました。

## **(9) 成年後見制度利用促進法の施行**

平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が公布され、同年5月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 法的位置づけ

##### ① 障害者計画

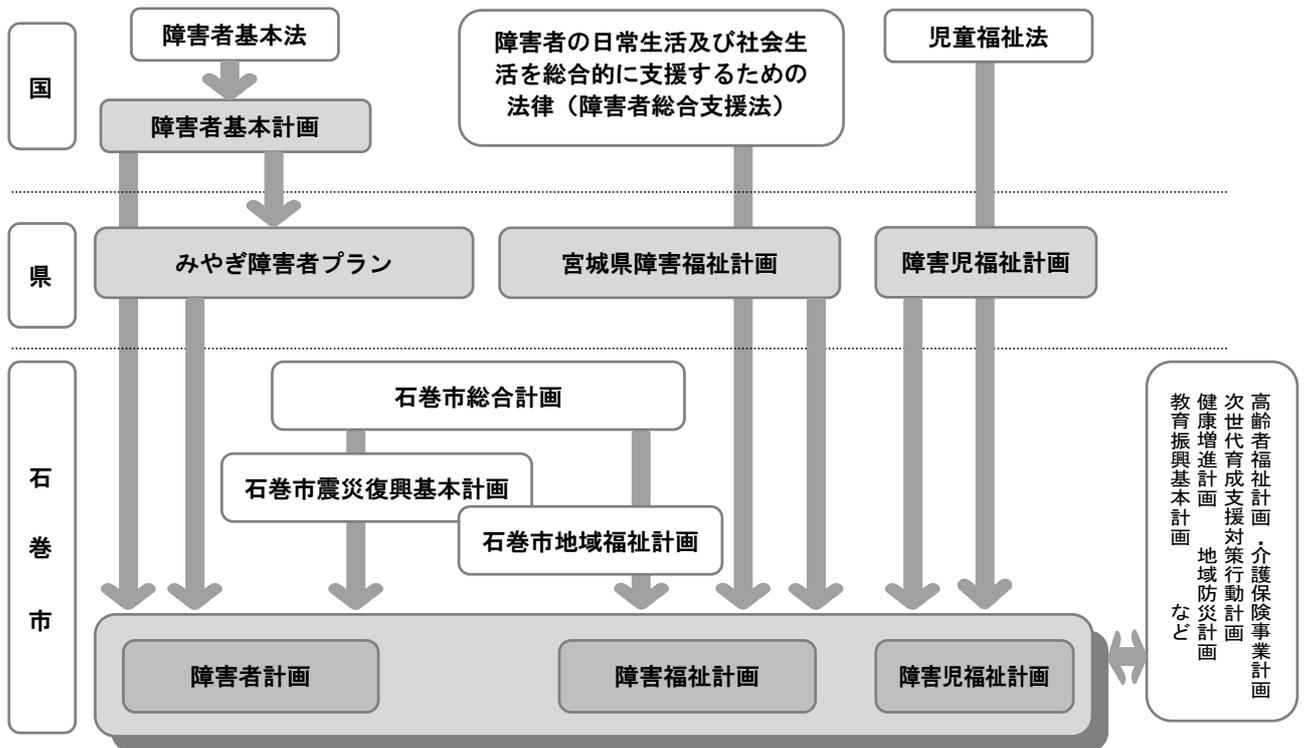
「障害者計画」は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置付けられ、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関し、基本的な考え方や方向性を定めるもので、同法により策定が義務付けられています。

本市では、「石巻市第2次障害者計画」（平成24年度から平成28年度）が策定されておりますが、今回、新たに「石巻市第3次障害者計画」（平成29年度から平成32年度）を策定するものです。

##### ② 関連計画との整合性

本市の上位計画である「石巻市総合計画」や東日本大震災後の復興の方向性を示す「石巻市震災復興基本計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

図表-1 計画の位置づけと関連計画



## 4 計画期間

今回策定する「石巻市第3次障害者計画」は、平成29年度から平成32年度までの4年間の計画期間とします。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行う場合があります。

※石巻市第3次障害者計画を4年間の計画とすることにより、「障害福祉計画（3か年計画）」との策定時期を合わせ、「障害者計画」と「障害福祉計画」の整合性を図りやすくするものです。

なお、「石巻市第4次障害者計画」は平成33年度から平成38年度までの6カ年の計画とする予定です。

図表-2 計画期間

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
市	第2次/第3次 石巻市障害者計画	H24～H28年度		H29～H32年度			
	第4期/第5期 石巻市障害福祉計画	H27～H29年度			H30～H32年度		
	石巻市障害児福祉計画				H30～H32年度		
市	石巻市総合計画	H19～H32年度					
	石巻市震災復興計画	H23～H32年度					
	第2期/第3期 石巻市地域福祉計画	H24～H28年度		H29～H33年度			
県	みやぎ障害者プラン	H23～H29年度			H30年度～		
	第4期/第5期 宮城県障害福祉計画	H27～H29年度			H30～H32年度		
国	第3次/第4次 障害者基本計画	H25～H29年度			H30年度～		

## 5 計画の策定・推進体制

### (1) 策定体制

#### ① 石巻市障害福祉推進委員会

障害者団体の代表や有識者、関係機関等からなる「石巻市障害福祉推進委員会（以下「障害福祉推進委員会」という。）」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

#### ② 庁内検討部会

庁内関係各課の代表からなる検討部会を設置し、現行計画の施策・事業の実施状況を点検・評価するとともに、「石巻市第3次障害者計画」の内容を検討しました。

#### ③ 事務局

障害福祉課が事務局となり、障害福祉推進委員会及び検討部会の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画たたき案の作成など、計画策定全般にかかる事務を行いました。

### (2) 策定手法

#### ① 障害のある人をめぐる現況の把握

計画の前提となる基礎数値や障害者施策を推進するための地域資源等の情報を収集するとともに、関連法令や制度等の動向、本市における障害のある人の状況や取り巻く環境を把握しました。

- 人口・世帯の状況（人口の推移、世帯の推移）
- 障害のある人の状況（手帳所持者数の推移）
- 地域資源の状況（障害福祉サービス、相談支援体制等）

## ② アンケート調査の実施

障害者計画の策定にあたって、生活上の課題や障害者施策に対する要望等を把握するため、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

また、当事者団体や支援団体等に対し、活動上の課題や被災後の状況、他団体等との連携、障害者施策に対するご意見等を聴取し、計画策定の参考としました。

## ③ 現行計画の進捗評価

施策評価シートを使って現行計画に掲げる施策・事業の取組状況を点検・評価し、次期計画における施策の方向性を検討する際の基礎資料としました。

## ④ 計画素案の検討

計画素案の検討にあたっては、事務局にてたたき案を作成、検討部会での検討を経て、障害福祉推進委員会に付議して、意見や助言をいただきました。

また、広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。（平成29年2月中旬から3月上旬）

# (3) 推進体制

## ① 市の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制をさらに強化し、本計画を推進します。

また、障害者計画の円滑な推進のため、障害福祉推進委員会による本市の障害者施策の進行管理を行います。

## ② 圏域での連携

宮城県及び石巻圏域の市町とも連携を図りながら、障害者団体の代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成される「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行い、幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

そのほか、障害者施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種有資格者、専門従事者等の計画的な養成と人材確保に努め、安定したサービスを提供していきます。

## ③ 市職員の対応

障害者基本法や障害者差別解消法、障害者雇用促進法等に対応し、障害者計画を推進するため、職員対応要領による対応に対する評価、職員向け研修会等を通じ、障害者の権利擁護に資する体制を整備するとともに、障害への理解と人権意識・福祉意識の高い職員の養成に努めます。

## ④ 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、行政その他関係機関、ボランティア団体等がそれぞれの役割を担い、相互に協力し合えるような体制づくりを目指します。

## ⑤ 計画の普及・啓発

本計画について、計画書（概要版含む。）のほか、市報や市ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

障害者への差別は、障害に対する理解が不足していることに起因していることから、障害への理解を促進するための講座や市の広報等を通して障害者理解につながるような普及・啓発を行います。

## 6 計画づくりの視点

---

### (1) 障害者基本法に基づく共生社会の実現

障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、すべての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進します。

### (2) 東日本大震災の影響・教訓を踏まえた施策の推進

東日本大震災がもたらした甚大な被害は、障害者の生活環境や就労環境、障害福祉サービスの利用など、これまでの暮らしに大きな影響を及ぼしています。震災の教訓を生かし、震災によって変化した暮らしの状況を踏まえながら、地域での支えあいの重要性を再認識し、災害等に対して安全で安心して生活できるしくみづくりを推進します。

### (3) 障害者差別解消法や障害者雇用促進法への対応

障害者差別解消法において障害者への差別の禁止、合理的配慮等が定められ、また、雇用分野における障害者への差別の禁止等の規定は、障害者雇用促進法を改正して定められ、平成28年4月から施行されています。

本計画では、法の趣旨に則り、制度に基づいた施策・事業を推進します。

## (4) 「制度の谷間」のない支援体制づくりへ

障害者基本法では、障害の定義に発達障害及びその他心身の機能に障害のある人が加えられ、障害者総合支援法では、「制度の谷間」をなくすため、難病患者等も障害福祉サービスの対象となりました。

今後の障害者施策を考えるに当たっては、市単独施策を含め、一人ひとりが暮らしやすさを実感できる支援体制づくりを目指します。

## (5) 障害者の社会参加の拡大と環境整備

利用者が自らの選択によるサービス利用のための相談、利用援助などの体制を通じ、誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、障害のある人の社会参加を促進します。

## (6) 総合的かつ効果的な施策の推進

障害の状態や個々のライフステージ等に応じ、障害者への継続的な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育、雇用・就業、生活環境など、各分野の施策を推進する行政機関をはじめ、関係機関との緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な施策を推進します。

